

平成26年3月28日

芦屋町議会議長 横尾武志 殿

一般質問における発言内容の調査特別委員会

委員長 小田武人

委員会調査報告書

本委員会で調査した事件について、調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 調査事件

平成26年第1回定例会における、妹川議員の一般質問の発言内容の真偽確認

2 調査の経過

① 平成26年3月19日（水）

執行部から平成26年3月12付で報告された「議会一般質問における事実と異なる発言について」の文書をもとに、妹川議員を委員外議員として出席を求め、事実確認を行った。

しかし、妹川議員は答弁を拒否した。

したがって、本特別委員会は水巻町福祉課へ確認調査に赴くことを決定した。

② 平成26年3月27日（木）

委員6名が水巻町へ出向き、水巻町福祉課長吉田氏と面会し、平成22年度高齢者福祉施設等整備事業の公募に関して、次の3点について確認を行った。

1 点目 水巻町で選定した事業者が、福岡県で採択されることを目的とした署名運動が行われた事実はあるのか。また、県や広域連合に署名が提出されたのか。

回 答

- ・ 水巻町では署名運動が行われたかどうかは把握していない。
- ・ 当時の事績や前任者に確認したが、署名運動や県または広域連合に提出されたという情報はない。

2 点目 選定委員会を設置した事実はあるのか。

回 答

- ・ 設置していない。

3 点目 整備予定地の隣接土地の同意書の取得以外に、耕作者等その土地の利用者がいた場合、土地利用者の同意を求めたのか。

回 答

- ・ 求める必要がないので、求めている。

3 調査の結果

以上の調査結果から、妹川議員が一般質問において発言された3点については、いずれもその事実はないため、事実誤認の発言であると判断するものである。

よって、平成26年第1回定例会一般質問における、妹川議員の当該発言部分（2点目、3点目）については、議長において、会議録からの取消し等の措置を取られるよう意見を付すものである。